主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人三宅一夫、同千森和雄、同池田良兼の上告理由第一、二点について。

論旨は、原判決には保険募集の取締に関する法律――条の解釈を誤りかつ理由齟齬、理由不備の違法があるというにある。しかし、原判決が挙示の証拠により認定した事実関係の下においては、上告会社の保険募集人たるDことEの本件不法行為は上告会社の保険の募集につき被上告人らの先代Fに対しなされたものであるとの原判決における判断を是認できる。所論は原判決を正解せざるに出ずるものであって、採用できない。論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

潔		橋	高	裁判長裁判官
介	又	村	河	裁判官
己	克	水	垂	裁判官
_	修	坂	石	裁判官